

令和8年6月26日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

1 開会の日時 令和8年6月26日（金）
午後1時30分

2 閉会の日時 令和8年6月26日（金）
午後2時04分

3 招集の場所 ハピネスふくちやま 3階 会議室1

4 出席委員の氏名 廣 田 康 男
塩 見 佳扶子
織 田 信 夫
小 林 加奈子
大 門 大 朗

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

教育部長	田 和 昌 弘
教育委員会事務局理事	伊 豆 英 一
次長兼教育総務課長	濱 田 亜希子
学校教育課長	松 井 美 幸
学校給食センター所長	谷 垣 薫
生涯学習課長兼中央公民館長	西 村 憲 二
図書館長	足 立 亜 弥

6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

次長兼教育総務課長	濱 田 亜希子
-----------	---------

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第8号 原案どおり可決、承認

議第9号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教 育 委 員 会 会 議 録

1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

(1) 令和8年第2回市議会定例会一般質問 6/11・12・15

6/11(木)

イシワタ マリ議員

【質問事項】

こどもの登下校の安心安全と学校運営協議会

○質問の要旨

①今年3月に南丹市で起きた小学生の行方不明事件の報道で当初、こどもの出欠の連絡が曖昧になっていたことが問題となった。本市において、各学校で日々こどもの出欠席についての連絡体制はどのようになっているのか。また、児童生徒の登下校の安心安全の確保について、本市教育委員会としてはどのような考えか。

(答弁)

1 学校においては、毎朝、連絡なく欠席している児童生徒がいた場合は、ただちに保護者に連絡を取り、児童生徒の状況を確実に把握するようにしている。

1 本市では、本事件を受け、学校長へ登下校の安全対策や指導、特に出席欠席確認について改めて文書等での通知を行い、安全確保の徹底を図ったところである。

1 また、児童生徒の登下校の安全確保については、地域の方のボランティア活動の一つである見守り活動や、道路管理者・警察・市・学校・自治会による学校通学路の危険箇所点検などの取組を行っており、今後もこうした安全対策を継続していくことが重要であると考えている。

【2回目以降】

○質問の要旨

①各校区のボランティア見守り体制を維持・強化していただくために、本市教育委員会としてはどのような工夫をしていく考えか。

(答弁)

- 1 各校区の見守り体制を維持・強化していくためには、日ごろから子どもたちの安全確保に御尽力いただいている地域の皆さまの御理解と御協力が不可欠であると認識している。
- 1 本市では、「子ども安全対策連絡協議会」を設置しており、見守りなどの自主活動を行っていただいているボランティア同士の交流やセミナーを開催するなかで、先進事例や情報の共有により、見守り体制の維持・強化につなげている。
- 1 今後においても、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、地域、学校が連携し、防犯意識を高めながら、子どもたちの見守り活動に取り組んでいくことが大切であると考えている。

○質問の要旨

- ②子どもの安心安全に対する各家庭の判断として、子どもにGPS端末を持たせる家庭も出てきているほか、学年が上がってくると、ふだん所有しているスマートフォンを持たせて帰りの習いごとの送迎の連絡手段としたいといった家庭もあると聞きますが、こうした個別の申し出に対して各学校ではどのように対応しているのか。

(答弁)

- 1 子どもの安心・安全の確保に対する保護者の意識の高まりから、GPS端末を持たせたり、スマートフォンの携行を希望されるケースがある。
- 1 学校への携行品については、学習活動に必要なものを基本としており、スマートフォンの持ち込みは原則禁止している。
- 1 ただし、子どもの安心・安全の確保の観点から、保護者から相談があった場合、例えば、スポーツクラブへの参加のため、下校時すぐに児童生徒のみで市外へ移動する必要がある場合などは、例外的に許可をしている。

○質問の要旨

- ③「学校運営協議会」とはどのようなもので、本市としてこれをどのように展開させることが望ましいと考えているのか。

(答弁)

- 1 学校運営協議会は、学校運営に関して、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者や地域住民が参画し、教育目標や課題等を共有し、協働して教育活動を充実させていく制度である。
- 1 本市としては、児童生徒の登下校時の安心・安全の確保について、各学校における学校運営協議会や家庭、地域、関係機関が連携し、地域全体で取り組んでいくことが大切であると考えている。

中村 初代議員

【質問事項】

一人ひとりの尊厳が大切にされる包括的性教育の推進を

○質問の要旨

- (1) 学校教育における、包括的性教育の意義と実施の状況を知りたい。

(答弁)

- 1 学校教育において、現行の学習指導要領では、包括的性教育としての位置付けはないが、「包括的性教育」とは、単に身体の仕組みや生殖にとどまらず、人間関係、ジェンダー、人権、個人のウェルビーイングなど、非常に広範にわたるものであると認識している。
- 1 本市においては、この包括的性教育の根本にあるものは、「自他の生命を尊重し、互いを大切にする」という人権教育そのものであると考えている。
- 1 学校現場においては、従来の人権学習や体育、保健体育、道徳、特別活動、あるいは総合的な学習の時間などを通じて、その本質的な内容を学習しているところである。

- 1 現在は、これまで各学校で積み重ねてきた学習内容と、包括的性教育の視点を照らし合わせ、「すでに指導できている内容」と「今後新たに組み込むべき内容」についての精査を行っている段階である。
- (2) 小学校の女子トイレに生理用品の設置について教育委員会としてどのように考えているか。

(答弁)

- 1 小学校への生理用品の設置について、現時点においては慎重に見極める必要があると考えている。
- 1 その要因としてまず、「児童の発達段階における個人差」が挙げられ、小学校高学年は、心身の発達や初経の時期に非常に大きな個人差が生じる時期である。
- 1 このことにより、一律にトイレへ配備を行うことは、児童の戸惑いや不安、周囲の目を不必要に気にする懸念がある。
- 1 また、「相談支援の機会の確保」も挙げられる。特に初めて生理を迎える小学生にとって、生理用品の提供は単なる物資の支給に留まらず身体の変化に対する不安の解消や、適切な健康管理のアドバイスが不可欠だと考えている。
- 1 保健室において養護教諭が手渡しをしながら直接声をかけ、児童の小さな変化や健康状態に気づき、相談に応じる体制を維持することが、子どもたちの健康や生活の管理の面から重要であると考えている。
- 1 本市としては、まずは先行して実施している中学校における運用の成果と課題について、十分に検証しつつ、児童一人ひとりの心身の発達に寄り添った指導の充実を図り、保健室を中心とした相談支援体制の更なる充実に努めてまいりたいと考えている。

【2回目以降】

○質問の要旨

- (1) 学校教育における、包括的性教育の意義と実施の状況を知りたい。
- ①性教育に関して、学習指導要領上のいわゆる「歯止め規定」とはそもそものような内容か。また、その「歯止め規定」についての教育委員会の捉えは。

(答弁)

- 1 小学校学習指導要領では、小学校5年生理科において「人の受精に至る過程は取り扱わない」、中学校学習指導要領では、保健分野において「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。」という内容がいわゆる「歯止め規定」と認識している。
- 1 この性に関わる内容について様々な意見があることも承知している。学習指導要領は法的基準性を有するものであり、その記載内容に従って教育課程を編成し、教育活動を実施するものだと捉えている。
- (2) 学校教育における、包括的性教育の意義と実施の状況を知りたい。
- ②学校教育において、包括的性教育の推進が求められていると考えるが、今の推進についてどのように考えているか。

(答弁)

- 1 学校現場においては、人権教育を基盤とした本市のこれまでの教育実践を受け継ぎ、発展させていくことが大切であると考えている。

岩崎 崇央議員

【質問事項】

- 本市における安心・安全なまちづくり体制について問う
・防犯カメラ設置に係る行政の支援は

【2回目以降】

○質問の要旨

- ②本市の小中学校等の生徒に、防犯抑止をはじめ、匿名・流動型犯罪に巻き込まれないよう生活安全教室等を実施し、周知しているか。

(答弁)

- 1 市内の小中学校においては、福知山警察署の協力を得ながら、児童生徒の発達段階に応じた非行防止教室やネットトラブルストップ講座を実施するとともに、啓発資料を活用し、SNSの適正利用、闇バイトの危険性に関する指導等を行っている。

6 / 12 (金)

梶原 秀明議員①

○質問事項

福知山市立中学校の練習試合などの移動手段について

○質問の要旨

- ①福知山市では練習試合などの移動手段について、指針や規定があるか。あれば現在のものとこれまでの主な変遷はどのようなになっているか。

(答弁)

- 1 本市において、部活動の練習試合などの移動手段についての独自の指針や規定はない。これまでから国や京都府からの部活動の遠征等や校外活動に関する通知に基づき、市からも移動手段の安全確保について周知してきた。

【2回目以降】

○質問の要旨

- ①今後、指針や規定を作成する予定はあるのか。

(答弁)

- 1 今後も、こうした通知をもとに、学校に周知をしていきたい。

○質問の要旨

- ②現状、練習試合や公式試合での移動手段はどうなっているか。

(答弁)

- 1 会場にもよるが、公式試合については、スクールバスや貸切バスなどでの移動のほか、保護者送迎や現地集合などといった手段で行われている。

- 1 練習試合についても同様であるが、スクールバスの運用は行っていない。

○質問の要旨

- ③他校に試合に行く場合、どんな方法で移動するのか、安全性は担保されているのかについて校長は把握しているか。

(答弁)

- 1 各部活動の顧問は、活動計画を校長に提出することとなっており、校長は遠征などの際の移動手段等についても把握をしている。

○質問の要旨

- ④昨年度、福知山市立中学校の部活動でバスを使って練習試合や公式試合のために移動した回数は何回か。そのうち、公費で移動経費をまかなったのは何回か。保護者から交通費を徴収したのは何回か。

(答弁)

- 1 中学校の部活動での練習試合のバス移動については、学校の裁量の範囲としている。

- 1 公式戦において、公費で移動経費をまかなったものについては、スクールバスの活用を行ったものが延べ121回ある。

- 1 また、中学校部活動各種大会選手派遣事業費補助金において、バスに要した経費については、7回あった。

- 1 公費以外の部分については保護者負担になるため、その回数については把握していない。

○質問の要旨

- ⑤万が一移動中に事故が起こった場合、責任の所在はどこにあるか。

(答弁)

- 1 事故の原因や状況によって、加害・被害の立場、車両の所有者や管理者、安全配慮の義務といった複数の要因が関係するため、一概に言えないが、様々なケースを想定して、安全確保に努めている。

○質問の要旨

- ⑥保護者が自分の子ども以外の生徒を乗せて移動中に事故が起こった場合、責任の所在はどこにあるか。

(答弁)

- 1 先ほどと同様、責任の所在については状況により異なるため、一概には言えないが、保護者送迎についても、安全の確保の点には十分に留意する必要がある。

○質問の要旨

- ⑦バス移動の場合、部活動顧問の自己負担はありますか。

(答弁)

- 1 部活動ごとの人数や行先、移動手段、大会等の性質など様々なケースが想定されるため、各学校において適切に対応されていると認識している。

○質問の要旨

- ⑧磐越道の事故後、現場に調査をしたと聞いているが、どのような調査項目なのか。市独自の調査なのか。また、集計ができていれば教えてほしい。

(答弁)

- 1 5月中旬に全中学校に対し、移動を伴う活動がある部活動に関する実態調査を市独自で行った。

- 1 調査内容としては、昨年度における公式戦以外での練習試合等の頻度、その際に利用している移動手段、移動手段についての課題等である。

- 1 結果としては、移動手段について、多い順に保護者の送迎、自転車・徒歩であった。

- 1 また、バスを利用していると回答があったうち、貸切バスであったものが4件、レンタカー等であったものが12件あった。

○質問の要旨

- ⑨バス会社からバスを借りた場合、一日にどれくらいの経費がかかるか。何人乗りか区分があれば、その区分ごとに。

(答弁)

- 1 貸切バスの料金については、運輸局により基準額が決められ、近畿運輸局管内では大型車の場合で、1キロメートルあたり170円、1時間当たり8,040円が下限額となる。

○質問の要旨

- ⑩レンタカーを借りて運転手を雇った場合、一日にどれくらいの経費がかかるか。何人乗りか区分があれば、その区分ごとに。

(答弁)

- 1 レンタカー、自動車運転代行業務のいずれもその料金等に法令の定めがないため、契約を行う事業者により異なる。

○質問の要旨

- ⑪報道ではレンタカーを借りて運転手を雇うことは違法だといった指摘があるが、現状、多くの福知山市の部活動ではレンタカーを借り、運転手を雇っている。違法性はないのか。

(答弁)

1 今回の磐越道での事故については、自動車運転代行業務の適正化に関する法律の許可を受けない者が、対価を受け取り運転をする行為が法令に違反するとされており、レンタカーを借りて運転業務を委託することが、直ちに違法と判断されるものではないと考えている。

1 しかしながら、今回の磐越道での事故を受け、国や京都府から貸切バス利用時の法令遵守（国土交通大臣の許可を受けた「緑ナンバー」の徹底）、「白バス行為」の全面禁止とリスクの再認識といった移動手段の安全確保についての通知が出されており、各学校に対して貸切バス使用の徹底を図ったところである。

○質問の要旨

⑫福知山市立中学校の練習試合などの移動手段については、どのような課題があるか。

(答弁)

1 参加人数や行先に応じ、移動手段が選択されるが、生徒の安全確保を前提として、それぞれに課題があると考えている。

1 例えば現地集合であると、本市のように広い市域においては、公共交通機関の利用が困難な地域もあり、また、保護者送迎を前提とすると、保護者の負担や家庭の状況で送迎が困難な生徒などへの対応が課題となる。

1 貸切バスの利用については、近年、人件費・燃料費の高騰に伴いその価格も上昇しており、金銭的な負担が懸念される。

1 これらの課題に対しては、今後、部活動の地域展開と並行して、学校の部活動のあり方全体を考えるなかで協議をしていきたいと考えている。

○質問の要旨

⑬部活動の地域展開に伴う「ホリデークラブ」において、会場までの公的な保障はないのか

(答弁)

1 現在の実証事業のなかでは、人数も限られることから保護者送迎等による現地集合としているが、今後の地域展開にあたっては、移動条件が参加機会の格差につながらないように配慮しながら、本市の地理的条件や移動手段の状況、活動拠点の設定などとあわせて検討していきたい。

梶原 秀明議員②

○質問事項

集い、語り合う場の保障を

～旧勤労者福祉会館の今後について～

○質問の要旨

①現状、旧勤労者福祉会館の利用状況はどうなっているのか。

(答弁)

1 旧勤労者福祉会館は、そもそも、京都府が勤労者に交流と文化活動の場を提供し、その福祉の向上に寄与するため、設置された施設である。

1 しかし、本来の目的である勤労者による利用が低下している状況などから、当初の設置目的である勤労者福祉の向上は達成したとして、令和7年3月31日をもって廃止された。

1 府内では、京丹後市（丹後）、宇治市（城南）の勤労者福祉会館が令和7年3月31日をもって廃止され、同日に閉館されたところである。

1 一方で、本市では、市民、サークル団体、地域住民団体などの利用者が周辺施設の利用に移行されるまでの間の激変緩和措置として、令和9年3月末までの2年を期限とし、京都府から借り受け、暫定的な運営を行っている。

- 1 令和7年度の利用件数は1,664件、利用者数は22,425人であり、昨年度の実績と比較すると、利用人数は昨年度の約3分の1となっている。
- 1 利用が減少している1つの要因として、開館条件の違いにより一概には言えないが、これまで利用されていた皆様が周辺施設に活動の場所を移し、利用いただいたことによるものと考えている。

【2回目以降】

○質問の要旨

- ①仮に今年度いっぱい旧勤労者福祉会館を閉鎖したとした場合、利用者は周辺の公共施設を利用することになるが貸部屋の確保はできるのか。

(答弁)

- 1 施設廃止に伴う貸部屋の確保については、令和7年度に最も利用が多かった月の利用実績に対して、周辺施設である「市民交流プラザふくちやま」、「ハピスふくちやま」、「総合福祉会館」の3施設において、どの程度の受け入れ余力があるかを比較したところ、夜間帯については、利用件数75件に対し、周辺3施設の空き枠は403件、午後帯においても、利用件数97件に対し、周辺3施設の空き枠は152件と、それぞれの時間帯で余力があり、十分に受け入れが可能である。

○質問の要旨

- ③交流プラザは今でも部屋の確保が難しく、駐車場も満車のことが多い。総合福祉会館も利用できる部屋数が減っており、中心市街地では「集い、語り合う場」が絶対的に不足している。高齢で免許返納する方も多く、昭和学区からの移動が困難な方もあり、旧勤労者福祉会館を閉鎖することになれば昭和学区の住民の自主的な活動が衰退していくが、今後、どのような見通しを立てているのか。

(答弁)

- 1 旧勤労者福祉会館は、当初から、2年間の限定で京都府から借り受けたものであることを周知し、これまで利用されていた皆様に周辺施設の利用を呼びかけているところである。
- 1 本市としては、今後とも、地域活動や生きがいつくりの場が途絶えることがないように、周辺施設の利用について、引き続き、丁寧呼びかけていきたい。
- ④交流プラザで条件に合う部屋が借りられないことから、旧勤労者福祉会館をよく活用している。また、駐車場がいっぱいになることがあり、市民から必要とされている施設であることがわかる。来年度も引き続き市が運営していくことを求めるがいかがか。

(答弁)

- 1 繰り返しになるが、京丹後市、宇治市の府立勤労者福祉会館が令和7年3月31日をもって閉館された中、本市だけは、利用者の皆様が周辺施設の利用に移行されるまでの間の激変緩和措置として2年間の期限として、暫定的に借り受けているものである。
- 1 そのため、当初の計画どおり、今年度末をもって、当該施設の所有者である京都府へ返還する予定である。

田中 法男議員

○質問事項

持続可能で質の高い教育環境を構築するための事業取組について

○質問の要旨

- ①福知山市教育委員会の目標であり基本理念である「教育のまち福知山」とは

(答弁)

- 1 「教育のまち福知山」は、昭和50年代初めに福知山市教育委員会が推進した

「こだま教育運動」の中で生まれた言葉である。

- 1 この運動は、家庭や地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに響き合いながら、教育を尊ぶ風土をもつまちを築こうとしたものである。
- 1 その精神は現在も脈々と受け継がれており、教育によって得た学びを自らの夢や幸せの実現に生かすだけでなく、人や地域、社会のためにも役立てようとする志を持った市民が育つことを目指している。
- 1 こうした志を持った市民が育ち、またそのような市民を育てようとする気風のあるまちが、「教育のまち福知山」である。
- 1 本市では、この基本理念のもと「自分のために 人のために 社会のために」ともに幸せを生きる人材の育成」を教育目標として各施策に取り組んでいる。

【2回目以降】

○質問の要旨

①教育の2本柱と思われる社会教育と学校教育についてまず社会教育として、生涯学習の基本とは

(答弁)

- 1 生涯学習とは、単に個人の教養や趣味を深めることにとどまるものではなく、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、持続可能なまちづくりを支えるものであると考えている。
- 1 したがって、市民に多様な学習機会の提供を行い、幅広い世代や団体が学ぶことができる仕組みづくりを推進している。
- 1 また、障害のある人の自立や社会参加を目指した障害者青年学級や視覚・聴覚障害者成人講座なども開催し、すべての市民がいつでも、誰でも、どこでも、生涯にわたって学び続けることができる機会を提供できるよう取り組んでいる。

○質問の要旨

②生涯学習の礎となる地域公民館活動の現状は

(答弁)

- 1 地域公民館では、市民の皆様が身近な地域で集い、学び、絆を深め、明るく住みよい地域づくり、人づくりなどの場としての役割をもち、人と人、地域と資源をつなぐ拠点施設として、本市の生涯学習を支える重要な基盤であると考えている。
- 1 現在の主な取組としては、市民にとって魅力ある講座・教室などを企画し、市民の生きがいづくりや自己実現、地域コミュニティ活性化につながる活動を展開しており、令和7年度には、約360回の講座・教室を実施した。
- 1 今後も市民の皆様が多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行うことができる公民館活動に努めていきたい。

○質問の要旨

③図書館活動（運営）の状況は

(答弁)

- 1 図書館の令和7年度の来館者数は中央館と3つの分館をあわせて約26万6千人となり、前年度を上回る利用をいただいた。
- 1 また、電子図書館においても、人口当たりの閲覧数、貸出数が、令和4年1月の開設以降4年連続の全国1位となるなど、小中学校を中心に多くの利用をいただいている。
- 1 今後においても、昨年度策定した「第4次子どもの読書活動推進計画」に基づき、関係機関が相互に連携し、子どもたちが読書を通して様々な力を培い成長する環境づくりに努めていく。
- 1 また、市民ニーズの把握に努め、幅広い分野から資料収集を行い、地域の情報ステーションとして利用の促進に努める。

○質問の要旨

④学校教育として、まず学力向上への対策は

(答弁)

- 1 主体的・対話的で深い学びと学習規律の確立を柱に生徒指導の機能、人権教育の視点、特別支援教育の視点、認知・非認知能力を学力の基盤としている。
- 1 響プラン・Fを2年間の延長した響プラン・F-Plusの中に示した福知山授業スタンダードPlusを踏まえた授業づくりを推進し、本市独自の研究開発指定校による研究成果の波及と活用をしている。
- 1 また、これからの予測困難な時代を生き抜くためには、実社会のリアルな課題に対して、最適解を仲間と模索する力が求められる。
- 1 そこで、地元企業と連携し、子どもたちに「生きた教材」と「多様な視点」を提供する課題解決型の学習を推進している。
- 1 本取組においては、単なる「職場体験」や「出前授業」に留まらない、一步踏み込んだ探究的な学びを目指している。

○質問の要旨

⑤不登校問題に対する対応は

(答弁)

- 1 本市では、「多様な学びアクションプラン」を策定し、不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援を実施しており、多様な居場所の設置や、教育と保健・福祉の連携強化に取り組んできた。
- 1 本年度からは、「第2期多様な学びアクションプラン」をスタートさせ、個に応じた学びの質的充実を図り、学校とともに早期発見・早期対応の仕組みを強化していく。
- 1 さらに、教育・保健・福祉が一体となり、地域や民間団体と連携した「社会全体で子どもを支える」ネットワークを構築し、切れ目のない包摂的な支援体制の確立をめざす。

○質問の要旨

⑥食育の推進に向けての給食センターの取組みは

(答弁)

- 1 学校給食センターでは、学校給食を重要な食育の場と捉え、本市では献立や地場産品の紹介等を食育通信等により、児童生徒の食事や食材への理解を深める取り組みを行っている。
- 1 栄養教諭による発達段階に応じた食育授業では、栄養摂取の必要性や給食をしっかり食べる大切さを指導し、残菜およびフードロスの削減を推進している。
- 1 また、保護者にも給食に対する関心を持ち理解を深めていただくために給食試食会を年3回実施し、家庭で食の大切さに関心を寄せていただくきっかけ作りを行っている。
- 1 今後も学校や保護者と連携しながら児童生徒が主体的に食と向き合い、心身ともに健やかな成長につながる食のあり方を育めるよう取り組んでいく。

○質問の要旨

⑦教育委員会としての今後の方向性は

(答弁)

- 1 社会の変化が加速度的に進むこれからの時代は、子どもたち一人ひとりが、自ら考え、多様な人々と協働しながら、未来を切り拓いていく力がこれまで以上に求められる。
- 1 人口減少や少子高齢化、急速なデジタル化、価値観の多様化など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中であっても、教育の原点は「人を大切にすること」にある。

- 1 また、一人ひとりの個性や背景に寄り添いながら、多様な学びと安心できる居場所を保障し、自分らしく成長できる環境づくりを進めていく必要がある。
- 1 さらに、地域の歴史・文化・産業・自然と響き合いながら、ふるさと福知山への誇りと愛着を育み、地域とともに未来を創る教育を推進する。

野田 晋介議員

○質問事項

多様な学びの選択肢としての「小規模特認校制度」に対する本市の見解について

○質問の要旨

- ①小規模特認校制度に対する基本的な認識と近隣動向について、どのように把握・分析しているか

(答弁)

- 1 小規模特認校制度については、小規模校ならではのきめ細かな指導と、児童生徒に選択肢を提供することができるという制度であり、これが「強み」があると受け止めている。
- 1 近隣自治体でこの制度を導入している綾部市や亀岡市については、それぞれの自治体の状況に応じて、子どもたちにとって新たな学習環境を提供するために取り入れられたと把握している。

【2回目以降】

○質問の要旨

- ①本市の小規模校だからこそ可能となるメリット、すなわち「少人数ならではの密度の高い指導」や「地域と密着した独自の特色」が持つ教育的価値について、どのように評価しているか。

(答弁)

- 1 まず、少人数ならではの密度の高い指導の面においては、一人ひとりの習熟度に応じた指導がしやすくなることが考えられる。
- 1 次に、地域と密着した独自の特色という面においては、多様な地域から集まる児童生徒や保護者が、学校の枠を超えて地域の伝統行事や環境保全活動に関わることで、個々の成長に寄与することもあると考えている。

○質問の要旨

- ②本市の小規模校を「小規模特認校」として位置づけ、従来の学校環境に馴染めない子どもたちに対する「新たな学びの選択肢（セーフティーネット）」として活用することについてどのような可能性や効果があると考えられるか。

(答弁)

- 1 福知山市では、平成23年から10年間にわたって「市立学校教育改革推進プログラム」によって本市の「シームレス学園構想」の実現にむけ「教育内容の充実」と「学校の適正規模・適正配置」に取り組んできた。
- 1 したがって、まずはシームレス学園構想をより一層充実したものにすることが重要だと考えている。
- 1 また、「第2期福知山市型多様な学びアクションプラン」により、アナザークラス、けやき広場、SIROらぼの効果的な運営等を、推進していくことで児童生徒の多様な学びのセーフティーネットとなることを目指している。

○質問の要旨

- ③本市の小規模校を「小規模特認校」として位置づける場合のハードルとなる点は。

(答弁)

- 1 遠距離からの通学に伴う安全確保や保護者の負担増、また、市全体の教員の定数等に支障を来すことが考えられる。

○質問の要旨

④子どもたちの多様な学びを保障するために「乗り越えるべきハードル」として具体的に整理・工夫していく余地はないか。

(答弁)

- 1 本市では多様な学びを保障するための工夫として、先ほども答弁したとおり、今年度から「第2期福知山市型多様な学びアクションプラン」を進めている。この中では、アナザークラス、けやき広場、SIR0らぼの効果的な運営等のほか、ブランチスクールの設置についての研究なども行っている。

○質問の要旨

⑤ 小規模特認校制度について今後の研究・検討を始める考えはあるか。

(答弁)

- 1 本市では小規模特認校制度について今後の研究・検討を始めることよりも、「第2期福知山市型多様な学びアクションプラン」の着実な推進に注力していく。
- 1 この取組により、多様化する児童生徒の教育的ニーズに対応できることを目指している。

○質問の要旨

⑥本市の基本的な教育理念と今後の方向性について。

(答弁)

- 1 基本的人権の尊重を基盤とし、多様な 子どもたち一人ひとりを大切にし、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばし可能性を広げる、子どもたちの「なりたい自分になる」を支援することを基本理念の一つとしている。
- 1 今後の方向性としては、本年度からスタートしている「第2期福知山市型多様な学びアクションプラン」を基に、教育と保健・福祉の連携をさらに強化し、多様な学びの充実を図っていく。

水谷 タツヤ議員

○質問事項

自転車の交通法規改正の対応について

○質問の要旨

①本市の小中学校における通学形態について、小中学校における徒歩・バス・自転車通学、それぞれの人数と割合は。

(答弁)

- 1 本市の小学校における通学形態については、令和8年5月1日現在、市内全校児童3,753人のうち、徒歩が3,462人で全体の92%、スクールバスの利用が291人で全体の8%、自転車が0人となっている。
- 1 本市の中学校における通学形態については、令和8年5月1日現在、市内全校生徒1,901人のうち、徒歩が1,521人で全体の80%、自転車が320人で全体の17%、スクールバスの利用が60人で全体の3%となっている。

【2回目以降】

○質問の要旨

①本市における自転車通学の生徒の通学距離は最大、最小で何キロか。また、学校としてどのような方法で通学ルートを組んでいるのか。

(答弁)

- 1 本市における自転車通学距離については、最も遠いところで7キロを超える自宅から通学してきている。
- 1 最も短いところについては、2キロ以上を目安としているが、通学要件に応じて学校が許可している場合もある。
- 1 通学路については、道路管理者・警察・市・学校・自治会が集まって、危険箇所等の現地確認を行っている。

1 そのうえで、小学校における児童の通学ルートについては、学校が定めた通学路で登下校を行っている。

1 また、中学校における生徒の通学ルートについては、保護者が学校に届出を行ったルートで通学している。

○質問の要旨

②本市の自転車通学の生徒における直近5年間の自転車事故の件数は。

(答弁)

1 令和3年度が3件、令和4年度が10件、令和5年度が15件、令和6年度が9件、令和7年度が13件となっている。

○質問の要旨

③今回の改正により、学校関係者に通学時の安全指導はどの様にされたか。

(答弁)

1 道路交通法が改正されたことを踏まえ、市内の小中学校へ、令和8年4月13日付けで「児童生徒等の登下校時安全確保について」の通知を発出し、歩行者の安全確保、自転車の交通ルールの遵守などを周知して、効果的な安全教育や安全管理の徹底を図っている。

6/15(月)

荒川 浩司議員

○質問事項

不登校対策について利用児童生徒への社会参加の場の提供を(送迎の仕組みづくり)

○質問の要旨

①けやき広場とSIROらぼについて、取組内容や開設時間、職員の人数、事業費等の違いと、令和5年度～7年度の利用実績は

(答弁)

1 けやき広場では、学校へ行きづらい児童生徒に対して、学習の支援だけでなくコミュニケーション力の育成を目指した取組を行っている。

1 開設時間は平日の午前9時30分から午後3時を基本としているが、児童生徒の状況によって過ごす時間や曜日は様々である。

1 担当する職員は3名である。

1 人件費を除く事業費は、令和5年度は約154万円、令和6年度は約128万円、令和7年度は約45万円の見込みである。

1 利用実績は、令和5年度は実人数26人、延べ人数1,049人、1日の平均人数は5.7人、令和6年度は実人数25人、延べ人数1,274人、1日の平均人数は7.1人、令和7年度は実人数27人、延べ人数1,119人、1日の平均人数は6.6人である。

1 次に、SIROらぼは、自宅から1歩を踏み出す場として、こどもがやりたいことに取り組み、心身のエネルギーを貯めていく居場所として運営している。

1 開設時間は、平日の午前9時から午後5時で、職員は4人体制で運営している。

1 人件費を除く事業費は令和5年度は278万円、令和6年度は474万円、令和7年度は509万円の見込みである。

1 利用実績は、令和5年度が実人数23人、延べ人数350人、1日平均1.6人、令和6年度が実人数36人、延べ人数1,052人、1日平均4.4人、令和7年度が実人数42人、延べ人数1,338人、1日平均5.8人の利用となっている。

【2回目以降】

○質問の要旨

①けやき広場とSIROらぼの、利用児童生徒の通所手段は。

(答弁)

- 1 けやき広場の利用児童生徒の通所手段は、徒歩、自転車、路線バス、保護者等による送迎であり、状況に応じてそれらの手段の組み合わせもある。
- 1 次に、S I R Oらぼでは、小学生は原則として保護者の送迎で利用をお願いしている。
- 1 中学生に関しては、保護者の送迎に加え、徒歩や自転車、バス、電車等での利用がある。
- 1 なお、個別の事情を考慮して必要であれば、S I R Oらぼスタッフによる送迎対応をする場合もある。

○質問の要旨

- ②けやき広場やS I R Oらぼに通所する場合、徒歩、自転車、もしくは保護者の送迎が可能な児童生徒以外は通所が困難であると思われるが、市の見解は。

(答弁)

- 1 けやき広場の利用に際しては、事前に学校や保護者と協議し、本人の見学・体験等を経て正式に利用することとなる。
- 1 通所方法については、対人関係への不安や、通所時刻が児童生徒により異なることも考慮しながら、その児童生徒に最適な方法を決定している。
- 1 S I R Oらぼにおいては、先ほども答弁したが、個別の家庭の事情を考慮して、S I R Oらぼスタッフによる送迎の対応も行っている。

○質問の要旨

- ③けやき広場やS I R Oらぼを含む、不登校支援のための居場所を利用する児童生徒に対し、送迎サービスを導入すべきと考えるが、市の見解は。

(答弁)

- 1 けやき広場では、児童生徒の状況に応じた支援を基本にしており、通所方法についても一律に対応しにくいことから、送迎サービスの導入は考えていない。
- 1 S I R Oらぼにおいては、繰り返しになるが、福祉的観点から個別の事情を考慮して送迎を実施している。
- 1 送迎の実施にあたっては、こども自身が安心できる環境を大切にしており、市章など目立つ印字がない車両を使用している。
- 1 また、いつものS I R Oらぼのスタッフが送迎を行うことでこどもに安心感をもってもらえるように努めている。
- 1 こどもの気持ちを最優先にして、スタッフが自宅に迎えに行っても、行きたくない時には行かなくてもよいという本人の気持ちを尊重することが重要である。
- 1 不登校支援という事業の趣旨を踏まえ、子どもの気持ちを最優先とした個別の対応が必要であることから、一律の移送サービスはこうした事業にはなじまないと考えている。

森下 賢司議員

○質問事項

学校部活動やクラブ活動における生徒移送の対応は

○質問の要旨

- ①本市の中学校の部活動での試合や練習などで生徒の移送の現状はどうなっているか。保有免許や保険の加入状況などを含め説明願う。

(答弁)

- 1 本市の中学校の部活動での遠征時等における生徒の移送の現状については、公共交通機関、貸切バス、レンタカー、スクールバス、保護者送迎による現地集合などで行われている。
- 1 なお、保有免許や保険の加入状況については、学校で適切に対応していると認

識しているが、保護者送迎にかかる部分までは確認できていない。

【2回目以降】

○質問の要旨

①移送における安全面の配慮は万全になされているか。

(答弁)

1 部活動における遠征等での移動にあたっては、生徒の安全確保について万全を期することが大切である。

1 今年5月、京都府から「部活動の遠征等における安全確保について」の通知が発出されており、これを受け、本市からも市内の各中学校に対し、生徒の安全確保を最優先に、遠征先等への移動も含めて、事故防止等に万全の措置を取るよう通知や指示を出し、徹底を図ったところである。

○質問の要旨

②学校の枠を超えて参加するクラブチームにおける移送の状況はどうか。

(答弁)

1 民間のクラブチームの参加者の移送については把握データを持ち合わせていない。

1 令和8年5月に京都府警察本部から公益財団法人京都府スポーツ協会を通じて、各市町村のスポーツ少年団本部宛に貸切バスの安全な利用にかかる注意喚起があり、本市スポーツ少年団各団体にも周知が行われた。

○質問の要旨

③今後、地域展開が進むと一層地域の人の関わりが増えることを考えて、移送に対する仕組みづくりや、これまで以上に厳格・慎重な姿勢で対応を検討することが求められると思うが、今後どう考えていくのか。

(答弁)

1 部活動の地域展開については、「福知山市部活動改革検討会議」が中心となって検討中であり、移動手段のあり方は課題の一つとなっている。

1 広い面積を有する本市においては、公共交通機関の利用が困難な地域もあり、保護者送迎を前提とすると、保護者の負担や家庭の状況で送迎が困難な生徒などへの対応が課題となる。

1 また、バスの運行については、経費面や運転手の確保などが課題となる。

1 こうした課題について、移動条件が参加機会の格差につながらないように配慮しながら、本市の地理的条件や移動手段の状況、活動拠点の設定などとあわせて検討会議で引き続き議論を深めていきたい。

岡野 天明議員

○質問事項

いわゆる『闇バイト』から子どもを守る防犯対策と地域・住民への防犯対策支援について

【2回目以降】

○質問の要旨

①SNS利用の低年齢化による影響を考えて、小中学校段階から「一度闇バイトに登録したら家族の命が脅かされる」などの脅迫の手口をしっかりと伝えるなどの実践的対処方法の教育が必要かと考えるが、見解を問う。また、学校が主体となつての啓発ではなく、教育委員会が学校・児童生徒・保護者・地域に主体的に啓発すべき危機的段階にあると考えるが、見解を問う。

(答弁)

1 SNS等の利用による犯罪被害などが社会問題化している状況において、「闇バイト」への加担防止に向けた児童生徒・保護者への啓発は重要であると考えて

いる。

- 1 教育委員会では、SNSの利用におけるさまざまな犯罪の危険性について、全小中学校において発達段階に応じた教育を行うよう指導している。
- 1 その取組の一つとして、安心・安全なネットワーク社会をめざし、スマホやネットに潜む危険から身を守る方法等について講演活動をされている外部講師を招いて学習する、ネットトラブルストップ講座を今年度はすべての小中学校で実施することとしている。
- 1 この講座は、闇バイトも含め、ネット利用に潜む危険性を知った上で、正しい使い方やルールを学び、児童生徒が気を付けること、大人の役割について、子ども・保護者・教職員が一緒に考えることを目的としている。
- 1 また、若者の健全な成長と育成に向けたキャリア教育に取り組んでいる一般社団法人ハッシュダイソーシャルから寄贈いただいた「騙されない為の教科書」を全児童生徒のタブレット端末から閲覧できるようにしている。
- 1 この資料の活用にあたり、本市が独自に作成した、犯罪に巻き込まれないために特に気を付けなければならない点を明確にした教職員・保護者向けのリーフレットを配布している。
- 1 こうした取組は、闇バイトの手口を含め、犯罪に巻き込まれないために必要なことや、迷わず相談することなどについて児童生徒が学ぶ機会とするとともに、保護者への啓発につなげている。

○質問の要旨

- ③孤立する若者や保護者がSOSを出せる環境づくりを急ぐべきであることから、子どもたちの変化にいち早く気づくことのできる、家庭・学校・地域・行政などのネットワークづくりが急務と考えるが、見解を問う。

(答弁)

- 1 本市では、地域社会全体で、青少年を見守り育てる取組を進めるため、警察、児童相談所、学校、PTA、少年補導委員連絡協議会、民生児童委員連盟、保護司会などを構成団体とする青少年問題協議会を設置し、連携しながら、青少年が心豊かに安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいる。
- 1 協議会が中核となり、各団体が連携して、重層的なネットワークをつくっており、地域全体でSOSを受けとめ、青少年が犯罪に巻き込まれないための犯罪抑止力になっているものと考えている。
- 1 協議会では、各団体からの取組状況の報告と、福知山警察署からは、昨今の福知山地域における犯罪状況の報告や防犯に関する研修を受けるなど、情報共有を行っている。
- 1 引き続き、こうした連携を強め、青少年を守る取組を推進することで、安心・安全な環境づくりを進めていく。

1点目は、6月11日、12日、15日の3日間で行われました、第2回市議会定例会一般質問での、教育委員会としての答弁の概要を報告させていただきます。今回、教育委員会への質問につきましては、10名の議員から11項目でした。

6月11日は、まず、伊シワタ議員から、「こどもの登下校の安心安全と学校運営協議会」として、こどもの出席・欠席についての連絡体制、児童生徒の登下校の安心安全の確保についての教育委員会の考え、また、「学校運営協議会」と関連しての御質問でした。

学校では、毎朝、連絡なく欠席している児童生徒がいた場合は、ただちに保護者に連絡を取り、状況を確実に把握するようにしていること、南丹市の事件を受け、学校長へ登下校の安全対策や指導、特に出席・欠席確認について改めて文書等での通知を行い、安全確保の徹底を図ったこと、学校運営協議会や家庭、地域、関係機

関が連携し、地域全体で登下校時の安心・安全の確保に取り組んでいくことが大切であるとお答えしました。

次に中村議員より、「一人ひとりの尊厳が大切にされる包括的性教育の推進を」として、学校教育における、包括的性教育の意義と実施の状況と小学校女子トイレへの生理用品の設置についての御質問がありました。

現行の学習指導要領では、包括的性教育としての位置付けはありませんが、単に身体の仕組みや生殖にとどまらず、人間関係、ジェンダー、人権、個人のウェルビーイングなど、非常に広範にわたるものであると認識していること、その根本は、「自他の生命を尊重し、互いを大切にすること」という人権教育そのものであると考えていること、小学校への生理用品の設置について、現時点においては慎重に見極める必要があると考えていること等をお答えしました。

次に、岩崎議員より、「本市における安心・安全なまちづくり体制について問う ・ 防犯カメラ設置に係る行政の支援は」として、教育委員会は小中学校等の生徒に、防犯抑止をはじめ、匿名・流動型犯罪に巻き込まれないよう生活安全教室等を実施し、周知しているかとの質問がありました。

児童生徒の発達段階に応じた非行防止教室やネットトラブルストップ講座を実施するとともに、啓発資料を活用し、SNSの適正利用、闇バイトの危険性に関する指導等を行っていることをお答えしました。

6月12日は、梶原議員より、大きく2点御質問がありました。1点目は、「福知山市立中学校の練習試合などの移動手段について」として、練習試合などの移動手段について指針や規定があるか、万が一移動中に事故が起こった場合の責任の所在、練習試合などの移動手段についての課題等について、御質問がありました。

部活動の練習試合などの移動手段についての独自の指針や規定はないこと、事故の原因や状況によって一概に言えないが、安全確保に努めていること、参加人数や行先に応じ、移動手段が選択されるが、生徒の安全確保を前提として、それぞれに課題があることをお答えしました。

2点目は、「集い、語り合う場の保障を 旧勤労者福祉会館の今後について」として、旧勤労者福祉会館の利用状況と、市民から必要とされている施設として、来年度も引き続き市が運営していくことを求める等の質問がありました。

令和7年度の利用件数は1,664件、利用者数は22,425人であり、昨年度の実績と比較すると、利用人数は昨年度の約3分の1となっていること、京丹後市、宇治市の府立勤労者福祉会館が令和7年3月31日をもって閉館された中、本市だけは、利用者の皆様が周辺施設の利用に移行されるまでの間の激変緩和措置として2年間を期限として、暫定的に借り受けているものであり、当初の計画どおり、今年度末をもって、当該施設の所有者である京都府へ返還する予定であることをお答えしました。

次に、田中議員より、「持続可能で質の高い教育環境を構築するための事業取組について」として、基本理念である「教育のまち福知山」について、社会教育と学校教育全般にわたって、そして今後の方向性等について御質問がありました。

「教育のまち福知山」は、昭和50年代初めに福知山市教育委員会が推進した「こだま教育運動」の中で生まれた言葉で、家庭や地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに響き合いながら、教育を尊ぶ風土をもつまちを築こうとしたものであること、今後の方向性として、人口減少や少子高齢化、急速なデジタル化、価値観の多様化など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中であっても、教育の原点は「人を大切にすること」にあること、また、一人ひとりの個性や背景に寄り添いながら、多様な学びと安心できる居場所を保障し、自分らしく成長できる環境づくりを進めていく必要があること、ふるさと福知山への誇りと愛着を育み、地域とともに未来を創る教育を推進していくことをお答えしました。また、生涯学習、図書

館活動、学力、不登校、食育等についてもそれぞれ具体的な取組等をお答えしました。

次に、野田議員より、「多様な学びの選択肢としての「小規模特認校制度」に対する本市の見解について」として、小規模特認校制度に対する基本的な認識と近隣動向について、どのように把握・分析しているか、小規模特認校制度について今後の研究・検討を始める考えはあるか等について、御質問がありました。

小規模特認校制度については、小規模校ならではのきめ細かな指導と、児童生徒に選択肢を提供することができるという制度であり、近隣自治体で導入しているのは綾部市や亀岡市で、それぞれの自治体の状況に応じて、新たな学習環境を提供するために取り入れられたと把握していること、本市では小規模特認校制度について今後の研究・検討を始めることよりも、「第2期福知山市型多様な学びアクションプラン」の着実な推進に注力し、多様化する児童生徒の教育的ニーズに対応できることを目指していることをお答えしました。

次に水谷議員より、「自転車の交通法規改正の対応について」として、小中学校における徒歩・バス・自転車通学、それぞれの人数と割合、改正により、学校関係者に通学時の安全指導はどのように行ったか等について御質問がありました。

小学校では全児童3,753人のうち、徒歩が3,462人で全体の92%、スクールバスの利用が291人で全体の8%、自転車が0人となっていること、中学校では全生徒1,901人のうち、徒歩が1,521人で全体の80%、自転車が320人で全体の17%、スクールバスの利用が60人で全体の3%となっていること、道路交通法が改正されたことを踏まえ、市内の小中学校へ、令和8年4月13日付けで「児童生徒等の登下校時安全確保について」の通知を発出し、歩行者の安全確保、自転車の交通ルールの遵守などを周知して、効果的な安全教育や安全管理の徹底を図っていることをお答えしました。

6月15日は、荒川議員より、「不登校対策について利用児童生徒への社会参加の場の提供を（送迎の仕組みづくり）」として、けやき広場とSIROらぼの、利用児童生徒の通所手段、けやき広場やSIROらぼを含む、不登校支援のための居場所を利用する児童生徒に対し、送迎サービスを導入すべきと考えるが市の見解等について御質問がありました。

けやき広場の利用児童生徒の通所手段は、徒歩、自転車、路線バス、保護者等による送迎であり、状況に応じてそれらの手段の組み合わせもあること、SIROらぼでは、小学生は原則として保護者の送迎で利用をお願いし、中学生に関しては、保護者の送迎に加え、徒歩や自転車、バス、電車等での利用があること、個別の事情を考慮して、必要であればSIROらぼスタッフによる送迎対応をする場合もあること、けやき広場では、児童生徒の状況に応じた支援を基本にしており、通所方法についても一律に対応しにくいことから、送迎サービスの導入は考えていないこと、SIROらぼにおいては、福祉的観点から個別の事情を考慮して送迎を実施していることをお答えしました。

次に森下議員より、「学校部活動やクラブ活動における生徒移送の対応は」として、中学校の部活動での試合や練習などで生徒の移送の現状、移送における安全面の配慮は万全になされているか等について御質問がありました。

部活動での遠征時等における生徒の移送の現状については、公共交通機関、貸切バス、レンタカー、スクールバス、保護者送迎による現地集合などで行われていること、今年5月、京都府から「部活動の遠征等における安全確保について」の通知が発出されており、これを受け、本市からも市内の各中学校に対し、生徒の安全確保を最優先に、遠征先等への移動も含めて、事故防止等に万全の措置を取るよう通知や指示を出し、徹底を図ったことをお答えしました。

次に、岡野議員より、「いわゆる『闇バイト』から子どもを守る防犯対策と地域・

住民への防犯対策支援について」として、学校が主体となつての啓発ではなく、教育委員会が学校・児童生徒・保護者・地域に主体的に啓発すべき危機的段階にあると考える点についての見解、子どもたちの変化にいち早く気づくことのできる、家庭・学校・地域・行政などのネットワークづくり等について、御質問がありました。

教育委員会では、全小中学校において発達段階に応じた教育を行うよう指導していること、その取組の一つとして、ネット利用に潜む危険性を知った上で、正しい使い方やルールを学び、子ども・保護者・教職員が一緒に考えることを目的としているネットトラブルストップ講座を今年度はすべての小中学校で実施すること、若者の健全な成長と育成に向けたキャリア教育に取り組んでいる一般社団法人ハッシュダイソーシャルから寄贈いただいた「騙されない為の教科書」を全児童生徒のタブレット端末から閲覧できるようにしていること、また、この資料の活用にあたり、本市が独自に作成したリーフレットを配布していること、本市では、地域社会全体で、青少年を見守り育てる取組を進めるため、青少年問題協議会を設置し連携しながら、青少年が心豊かに安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいること等をお答えしました。

議会での対応については以上です。

(2) 令和9年度京都府公立学校教員採用選考試験志願状況

○志願者数 1,477名 (昨年度1,548名 一昨年度 1,622名)

○全体倍率 2.7倍 (昨年度 4.1倍 一昨年度 4.7倍)

※採用予定人数 540名程度 (前年度より40名増)

※小学校 採用予定165名程度 (－15) 志願者数353名 (－42)
倍率2.1倍 (－0.1)

※中学校 採用予定180名程度 (+60) 志願者数406名 (－20)
倍率2.3倍 (－1.3)

○大学3年生等チャレンジ選考 302名 (+33)

○選考試験結果通知時期

第1次試験 7/31(金)予定

第2次試験 9/16(木)予定

2点目は、京都府教育委員会より公表されております、令和9年度京都府公立学校教員採用選考試験の志願状況についてです。

5月の定例会では、今年の採用試験の日程等についてお知らせしましたが、すでに1次試験の筆記については今月の13日(土)に終わっています。

志願状況ですが、このところ続いています志願者数の減少は、全国的な傾向でもあります。京都府においても年々顕著となっております。

志願者数については、参考のため一昨年度までの数字をお示ししていますが、御覧いただいた通り減り続けており、全体の倍率も大きく下がり2倍台となっています。小学校では昨年から3倍を切っており2倍台の維持も難しそうな状況となりました。中学校では一昨年の5倍台から昨年3倍台と一気に下がりましたが、今年度はさらに1.3ポイント下がり、2倍台になってしまいました。

したがって、9月の名簿登載者の発表後の倍率については、小学校は引き続きそして中学校も1倍台になるのではないかと危惧され、質の確保という点でも大変厳しい状況です。

ちなみに京都市教委の志願者については、去年・今年と京都府のような減少傾向は見られません。

教員確保へ向けて様々な取組が行われていますが、3年目を迎える大学3年生等のチャレンジ選考の志願者は順調に増えているようです。ただ、この取組がどのような効果

につながっているかは、府教委に確認していきたいと考えています。教員不足の解消という観点もあって、採用予定人数は増えていることが志願者数の減少と関連して、倍率の低下にもつながっています。

こうした中で、本市としては教員不足への対応として、来年度も初任者を一定数は確保する必要があり、心配な点がたくさんあります。

(3) 中学校総合体育大会（陸上の部）の結果

○第79回福知山市陸上競技大会（令和8年6月7日）

於：丹波自然運動公園陸上競技場

総合 男子 優勝 南陵中 2位 日新中 3位 福高附属中
女子 優勝 南陵中 2位 日新中 3位 川口中

○第76回中丹中学校陸上競技大会（令和8年6月20日）

於：京丹後はごろも陸上競技場

総合 男子 優勝 南陵中 2位 日新中
女子 優勝 南陵中 2位 日新中

次に、中学校体育連盟の大会結果の報告の前に、小学生陸上競技大会の報告をします。5月30日（土）に、47回目を迎える大会が桃映中学校のグラウンド行われました。好天でかなり暑く、熱中症が心配されましたが、一生懸命競技に、仲間の応援に励む姿を見ることができました。

中学校では、夏の全国大会へ向けての予選がいよいよ始まりました。市の陸上競技大会は6月7日（日）に丹波自然公園陸上競技場で行われ、先日20日（土）には、雨の中、第76回中丹中学校陸上競技大会が、京丹後はごろも陸上競技場で行われました。総合の部で、市立学校では男女とも今年も南陵中が優勝、日新中が2位と福知山勢が見事な成績を収めました。この中丹大会での上位入賞者が、7月末に行われます京都府大会に出場します。

私からの報告は以上です。何か御質問はございませんでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第8号（専決処分の承認について）

廣田教育長 議第8号「専決処分の承認について」専決第3号「福知山市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

西村生涯学習課長兼中央公民館長 ～資料に基づき説明～

それでは、私の方から説明をさせていただきます資料は、会議案の2ページから5ページでございます。

3ページを御覧ください。

専決第3号「福知山市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」でございます。

まず、専決となった理由でございます。委員の選出を各団体からいただいておりますけれども、西日本旅客鉄道株式会社の人事異動のタイミングが5月の第3週となっており、5月の教育委員会議の案件に入らず、今回報告させていただくものでございます。

5ページの福知山市少年補導センター条例を御覧ください。

少年補導センターは、少年の非行を防止し、その健全な育成を図る目的で設置しております。

第5条では補導センターの円滑な運営を図るために、運営委員会を置くこととなっております。第2項では、委員の数について、20人以内とし、委嘱任命の区分を定めております。第3項には、任期は2年と定めてあります。

4ページを御覧ください。委員の名簿でございます。15人の委員で構成しております。

区分として、少年補導関係機関から11人、民間有志者として4人です。

新任については7人、継続していただく方は8人となっております。備考には、選出をいただいている委員の所属を記載しております。

お名前を全て読み上げることはいたしません、こういったメンバーで2年間進めていくということとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

塩見委員 提案されました案件について異議はありません。
運営委員会の委員の構成について、少し意見を言わせてください。
委員は15名で構成されています。少年補導関係機関の中で、中学校校長会からの委嘱が1名あります。
令和10年度以降、小学校校長会の委員さんを加えることを、今後考えていただけたらどうでしょうかという意見です。
その理由としては、昨今の複雑な社会状況の中で、低年齢化をしていたり、子どもの心配な事案が複雑多岐に渡って絡まっていたり、それを考えていくと、早い時期から情報を共有して、みんなで福知山市の子どもたちを健やかに守っていくことが、大事ではないかと思いましたので、次は小学校からも、1名構成員として入っていただけたらどうかと思っています。
以上です。

西村生涯学習課長兼中央公民館長

警察署からの情報で、昨年度の補導件数などを見ますとおっしゃる通り、低年齢化が特徴という報告も受けておりますので、十分研究をしまして、進めていきたいと思えます。

廣田教育長 ほかに御質問や御意見ありませんでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 議第8号について承認ということよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 次に、議第9号「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の改訂について」説明をお願いします。

(2) 議第9号（市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の改訂について）

それでは私からは議第9号「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の改訂について」御説明をさせていただきます。

資料は7ページからになります。

この方針は、令和2年に策定しておりまして、冒頭のはじめにの部分ですとか、構成が変わっておりますので、新旧対照表ではなく改訂後の方針で説明をさせていただきます。

改訂の理由ですが、教育の質の向上に向けて、学校における働き方改革を一層推進するため、令和7年6月に給特法、「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」が改正されまして、これに伴い国の指針が全面改訂をされました。これを受けて、京都府教育委員会においても、「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」が令和8年3月に改訂されました。

これを受けまして、本市教育委員会におきまして、「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を改訂しまして、令和8年3月に策定しました「福知山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」と整合を図りながら、教職員の働き方改革を一層推進していくというものになります。

今申し上げたことが「はじめに」のところに書かれております。

今回の改訂につきましては、内容自体が大きく変わるものではありません。

具体的に申し上げますと、8ページの方に、「3. 勤務時間の上限時間」という項目がありますが、これまでは「上限の目安時間（原則）」となっておりましたものを、「上限時間の原則」といたしまして、さらにこれまで「超過勤務時間」と定義していたものを、「時間外在校等時間」といたしました。目安の時間の1か月の45時間ですとか、1年間の360時間という数字に変更はございません。

また、これまで取組方針ですとか、留意事項として整理されておりましたものを、今回、4番の「講ずべき措置」と改めまして、より具体的な手法として、在校等時間の把握ですとか、業務量の適切な管理、勤務環境の改善などの項目を追加しました。

また、5番の「福知山市教育委員会の具体的な取組」としまして、近年の部活動に関する取組ですとか、教職員の働き方スーパーバイザーの委嘱、また業務休止日の拡大などを盛り込みました。

ちなみに勤務時間の上限の目安時間ですが、先ほど申し上げました通り、方針の中で、1か月の時間外在校等時間を45時間、1年間で360時間としておりますが、福知山市での実態といたしましては、令和7年度におきまして、45時間以上在校する教職員が、小学校で延べ732人、中学校で904人ありました。

さらに、3番の（2）で特例的な扱いとしている100時間未満とするというところに関しまして、中学校では100時間以上在校されている方が延べ45人という実態があります。

長時間の在校につきましては、減少しつつある傾向ですけれども、この問題解決のために、この方針もそうですけれども、勤務実態に関する検討会を、当事者である学校の先生方と一緒に組織しておりまして、現状の把握や対策の検討に取り組んでいくとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 議第9号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 次に、報告・説明事項1の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

谷垣教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき報告～

- No. 1 1 令和8年度 社会福祉体験学習
- No. 1 2 第2回福知山ボッチャ交流大会
- No. 1 3 令和8年度みんなでコラボin中丹
(中丹地区PTA指導者研修会&家庭教育支援指導者研修会
&中丹地区いじめ・非行防止フォーラム)
- No. 1 4 箏曲演奏会
- No. 1 5 夢への懸け橋
- No. 1 6 河川愛護に関する作文募集
- No. 1 7 第11回 全日本中学女子軟式野球大会
- No. 1 8 京都共栄学園吹奏楽部 定期演奏会 福知山公演
- No. 1 9 ちっちゃな平和ミュージアム
- No. 2 0 第29回きょうと北部演劇まつり
- No. 2 1 芦田恵美 芦田拓也と門下生による箏演奏会Vol. 11
- No. 2 2 第1回 中丹合唱フェス「未来へ」
- No. 2 3 令和8年度京都府中学校教育研究会英語科教育研究大会
- No. 2 4 健康ボウリング教室
- No. 2 5 2026 INTERNATIONAL HIGH SCHOOL SOFT TENNIS CHAMPIONSHIPS
- No. 2 6 第一回綾舞祭り

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

小林委員 承認に関して異議は全く何もありません。
ソフトテニス大会の大きな大会があるということですが、6月中旬くらいにテニスコートに何日間か居て、テニスをされている選手を応援する機会がありました。その時、昼間に熱中症で救急車を呼んでいたことがあって、救急車を呼んでも、テニスコートまでの入り方がわからなくて救急車がすぐに来れなかったり、違うところから入られて、また戻ってぐるっと回って、そこで何分間かの遅れが出たり、緊急なことではなかったのですがその時は問題なかったですけど、夏の暑い時期なので、緊急で搬送しなきゃいけないことも出てくると思います。
この大会の前に、もう一度ちょっと事前確認をされたいかがでしかということをお伝えしておいていただけたらいいのかなと感じました。

廣田教育長 それについては、消防へ言っておいた方が早いと思いますので、また状況も確認しておきたいと思います。
ほかに御質問ありませんか。

大門委員 全体として承認に関して異議はございません。
少し確認ですけれども、No.2 3の後援回数が、何回目に当たるのかが欠落しているような気がして、分かれば補足いただければと思います。

廣田教育長 研究大会なので、過去にあったかどうかもなかなか、府の中学校の研究大会なのでブロック持ち回りで、なおかつ福知山に回ってくるのはいつ以来だろうというくらいのことで、初めてではないと思います。
ほかに御質問ありませんか。

全委員 特になし。

6 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。